

平成24年9月25日

ゆうちょ銀行の個人向け貸付け、損害保険募集、法人向け貸付け に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見

日本郵政グループ労働組合

1. 総括的意見

「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」の成立により、金融のユニバーサルサービスの提供を、持株会社である「日本郵政株式会社」と統合後の「日本郵便株式会社」に法律で義務付けられ、郵便・貯金・保険といった、国民生活に必要な不可欠な基礎的サービスが、郵便局ネットワークを通じて将来にわたって提供されることが保証されることとなりました。

今回のゆうちょ銀行における、個人向け貸付け等の新規業務の認可申請及び実施に向けた取り組みは、「改正郵政民営化法」の趣旨にのっとり郵政民営化を進めていく上で不可欠なことと考えます。

私たちは、民間企業として当たり前の経営の自由度の確保が、郵政民営化を成功させるためには不可欠だということを訴えてきました。ご承知のとおり、金融二社の提供する事業については、すでに政府保証はなく、他の民間金融機関等と同様に税金や預金保険料等を支払うなど、競争条件として有利性はない中で、限度額や新規業務の規制など、他の民間金融機関にない「上乘せ規制」により、経営の自由度が制約されていることが、他の民間企業等との公正な競争を阻害するばかりではなく、むしろ競争条件は一方的に不利になっています。

経営の自由度なくして、日々変化していくお客様のニーズに的確に対応し、事業を発展させていくことはできません。事業展開が滞れば、お客様ニーズに対応できないだけでなく、経営基盤も弱体化し、郵便局ネットワークを維持していくことも困難となります。

また、現在の国債に偏重した資金運用は、巨大な金利リスクを抱えることとなっており、業界団体等が主張されてきた「将来にわたる国民負担リスクを回避するため」にも「個人向け貸付け」や「法人向け貸付け」等への事業展開により、中長期的な観点からリスク構造の改革による収益構造の変革が必要であると考えます。

国会審議の中でも、提出者答弁として示されている「公正かつ自由な競争の促進という理念も維持しておりますので、改正後の新規業務に関する規定が競争制限的に運用されるということは郵政民営化法の基本理念に反することになります。」との意を十分斟酌された調査審議を要請するものです。

2. 具体的意見

(1) 個人向け貸付け

個人向け貸付については、これまで提携銀行（スルガ銀行）との協力関係のもと、4年5ヶ月にわたり媒介業務をおこなってきたところであり、特に他行が積極的に取り組んでこなかった顧客層（自営業者や会社を定年退職された方、キャリアアップのために転職したばかりの方、働く女性の方々等）への住宅ローン等を提供してきた実績をベースに展開することとしています。

また、当面の取扱い水準は、5年後におけるシェア0.45%を目標としており、業界団体等が主張される「民業圧迫」との意見は誤ったものであると考えます。

是非とも、郵便局ネットワークの維持、および働く社員のモチベーションアップのためにも、適正な調査審議を要請するものです。

(2) 損害保険募集

個人向け貸付け（住宅ローン）に伴う長期火災保険の取り扱いについて認可申請しているものであり、個人向け貸付と同様に適正な調査審議を要請するものです。

(3) 法人向け貸付け

法人向け貸付については、これまでのシンジケートローンで培ったノウハウを活用して、上場企業等へ貸出をおこなうものであり、従来扱いの延長線上に適正な調査審議を要請するものです。言うまでも無く、郵政民営化の趣旨の大きな柱の一つは、預金者の資金を国債などの公共部門だけではなく、成長産業や中小企業といった民間部門に流すことで資金の流れを改善し、我が国経済社会の発展に貢献するというものであったはずであり、本件要望は、民営化の本来の趣旨に合致するものと考えます。

また、従来融資を得にくかった中小企業にも工夫しながら小口貸出しの実施を展望しているものであり、特に、これまで郵政グループとして取引実態がある、ふるさと小包取引業者等、地域の中小零細企業の皆さんへの小口貸出が可能となれば、地域経済の活性化にも貢献できると考えます。

以上